

愛知県出資法人等改革プラン

(財団法人愛知県私学振興事業財団)

平成22年3月

愛 知 県
(県民生活部)

愛知県出資法人等改革プラン

〔財団法人愛知県私学振興事業財団〕

目 次

	頁
1 はじめに	1
2 私学振興事業財団の概要	1
（1）設立の目的・経緯	1
（2）事業の概要	2
3 課題解決に向けた財団の取組	2
（1）抜本的な改革に向けた取組	2
（2）当面の改革に向けた取組	4
（3）速やかに実行すべき改革に向けた取組	6
（4）新公益法人制度への対応について	7
4 取組の進行管理	7

1 はじめに

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)が平成20年4月1日から施行され、地方公共団体が関与する第三セクター等は、事業単体としても、また、当該地方公共団体の財政運営全体の観点からも、一層の健全経営が求められている。

県が設置した「愛知県出資法人等経営検討委員会」(以下「委員会」という。)は、県の出資する第三セクター等の経営状況を点検・評価した。財団法人愛知県私学振興事業財団(以下「私学振興事業財団」という。)は、損失補償付債務の元利償還費の70%以上の補助金を県から受けており、総務省基準における外形事象評価方式に照らしてE判定となることから、検討対象法人として選定された。委員会は、検討の結果、平成21年12月25日に私学振興事業財団に対する改革案を県に提示した。

この改革案を踏まえ、「愛知県出資法人等改革プラン〔財団法人愛知県私学振興事業財団〕(以下「改革プラン」という。)」では、個別・具体的な対策を盛り込み、計画的な経営改革に努めていくものである。

2 私学振興事業財団の概要

(1) 設立の目的・経緯

県では、昭和44年度より、県の直営事業として私立高等学校授業料軽減(補助)事業を行っていた。石油ショックを契機に景気が後退し、県財政状況が悪化する中、昭和50年に私立学校振興助成法が制定され、昭和51年4月に施行された。高校生の第二次急増期を迎える時期とも重なり、私学振興施策の充実に対応するため、昭和51年に県が2分の1及び私学関係団体(愛知県私学総連合会、愛知県私立大学協会、愛知県私立短期大学協会、愛知県私学協会、社団法人愛知県私立幼稚園連盟、社団法人愛知県専修学校各種学校連合会)が2分の1を出捐し、私学振興事業財団が設立された。

授業料軽減事業については、私学振興事業財団が金融機関からの借入金を原資として、学校法人へ事業に要する貸付を行い、学校法人が私学振興事業財団に返済する借入金(4年償還)に対し、県が学校法人へ償還補助をする、愛知県独自の私学助成スキームが構築された。

私学振興事業財団は、県の私学振興施策を実施するための財源調達及び助成窓口であり、県内私立学校の教育条件の向上と経営の安定化、私立学校での修学を一層容易にするために必要な事業を実施し、愛知県の私学教育の振興に寄与してきた。

なお、高等学校授業料軽減貸付事業については、平成7年度には、県財政状況の悪化に伴う財源対策として県と金融機関との損失補償契約により、償還期限が到来した債務を借り換え6年延長するというスキームを導入し、現在に至っている。

(2) 事業の概要

ア 私立学校での修学を容易にする主な事業

事業名	事業内容
私立高等学校授業料軽減貸付事業	授業料を軽減する私立高等学校の設置者に対し、授業料軽減に要する資金の貸付けを行う。
私立専修学校高等課程授業料軽減貸付事業	授業料を軽減する私立専修学校高等課程の設置者に対し、授業料軽減に要する資金の貸付けを行う。
私立学校入学納付金貸付事業	私立高等学校及び私立専修学校高等課程の入学生に対し、入学納付金の資金の貸付けを行う。
私立学校奨学資金貸付事業	愛知県内及び近隣4県の私立高等学校の生徒に対し、奨学資金の貸付けを行う。

イ 私立学校の教育条件の向上と経営の安定を図る主な事業

事業名	事業内容
私立学校施設設備整備費貸付事業	教育条件の向上を図る私立学校の設置者に対して、施設又は設備の整備に要する資金の貸付けを行う。
私立学校施設整備資金の融資あっせん関係事業	私立学校の設置者に対し、私立学校の教育施設の整備に要する資金を有利な条件で借入れできるよう、愛知県の債務負担行為に基づき、金融機関にあっせんを行う。また、あっせん資金の利子の一部について補助を行う。

3 課題解決に向けた財団の取組

(1) 抜本的な改革に向けた取組

ア 高等学校授業料軽減

平成22年度当初予算において財団貸付事業から県直接補助事業へ変更する。

私立高等学校授業料軽減補助金(表1参照)

予算総額 10,983,710千円

うち 一般財源 3,243,773千円

国庫支出金 7,739,937千円

(参考:平成21年度債務負担行為額 6,802,194千円)

(表1) 私立高等学校授業料軽減補助金制度

区分	平成21年度所得基準 (標準世帯年収)	平成22年度 1人当たり軽減額
甲	生活保護及び市町村民税非課税の世帯 (255万円以下)	年額382,800円 (月額31,900円)
甲	課税標準額(総額)50万円以下の世帯 (340万円以下)	年額382,800円 (月額31,900円)
乙	課税標準額(総額)230万円以下の世帯 (600万円以下)	年額229,200円 (月額19,100円)
乙	課税標準額(総額)410万円以下の世帯 (830万円以下)	年額170,400円 (月額14,200円)
その他	課税標準額(総額)410万円超の世帯 (830万円超)	年額118,800円 (月額9,900円)

イ 専修学校高等課程授業料軽減

高等学校と同様に、平成22年度当初予算において財団貸付事業から県直接補助事業へ変更する。

私立専修学校高等課程授業料軽減補助金(表2参照)

予算総額 1,214,522千円

うち 一般財源 378,825千円

国庫支出金 835,697千円

(参考:平成21年度債務負担行為額 756,136千円)

(表2) 私立専修学校高等課程授業料軽減補助金制度

区分	平成21年度所得基準 (標準世帯年収)	平成22年度 1人当たり軽減額
甲	生活保護及び市町村民税非課税の世帯 (255万円以下)	年額357,600円 (月額29,800円)
甲	課税標準額(総額)50万円以下の世帯 (340万円以下)	年額357,600円 (月額29,800円)
乙	課税標準額(総額)230万円以下の世帯 (600万円以下)	年額204,000円 (月額17,000円)
乙	課税標準額(総額)410万円以下の世帯 (830万円以下)	年額145,200円 (月額12,100円)
その他	課税標準額(総額)410万円超の世帯 (830万円超)	年額118,800円 (月額9,900円)

参考（改革案の記載）

同法人の事業は、大半が県からの補助金を財源としているため、県の直営事業化を検討する。

ただし、法人を解散するためには、約457億円の借入金を清算する必要があり、多額の県費負担が生じると見込まれるので、慎重な判断が必要。

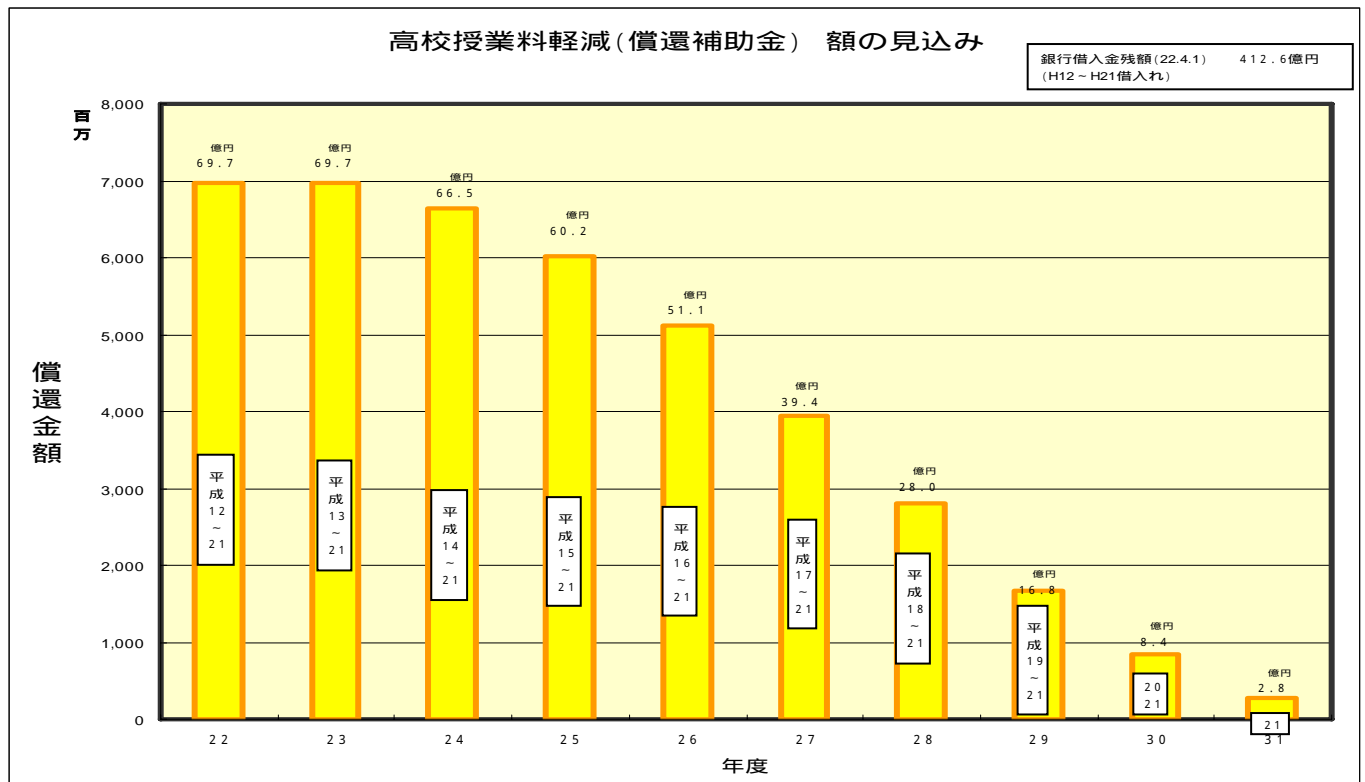
(2) 当面の改革に向けた取組

ア 高等学校授業料軽減

県直接補助方式に変更することに伴い、高等学校授業料軽減貸付事業で実施していた6年償還による借り換えは平成21年度貸付事業に係る借入金（平成25年度までの債務負担行為）までとする。

これにより、高等学校授業料軽減貸付事業に係る銀行借入金残高（平成21年度末見込み412.6億円）は、逐次減少し、平成31年度末で全て償還されることとなる。（図1参照）

(図1) 高校授業料軽減(償還補助金)額の見込み



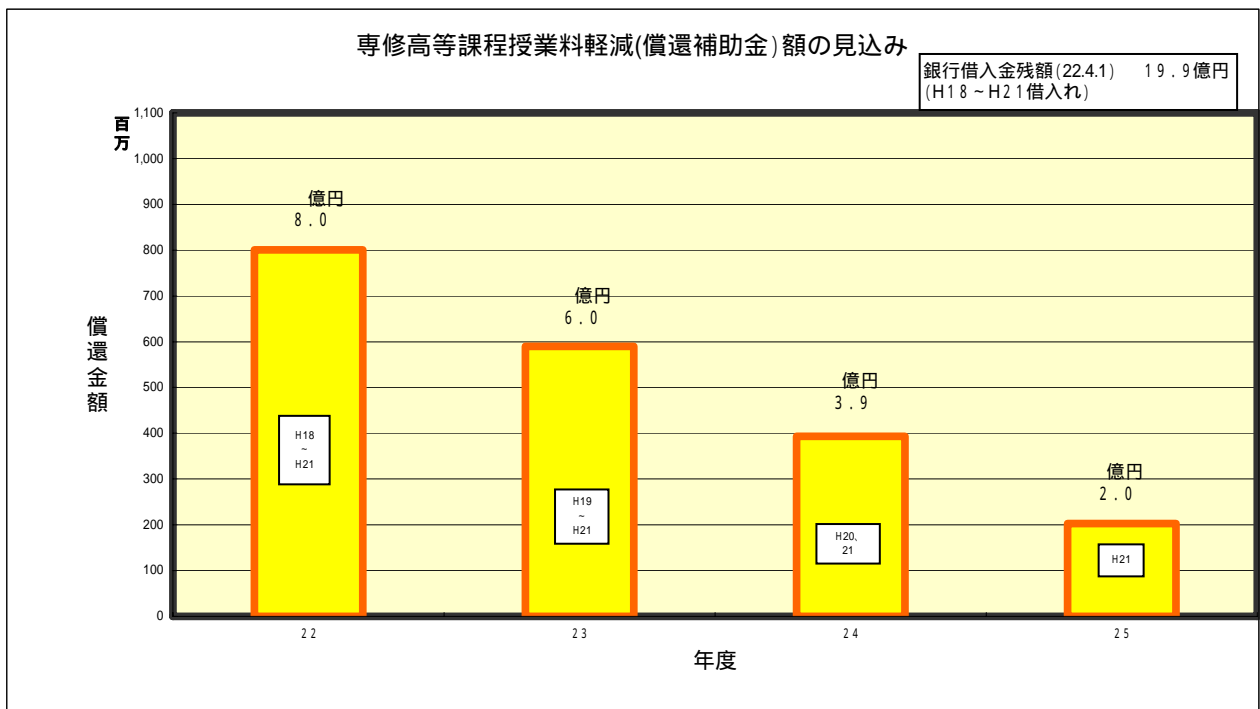
参考（改革案の記載）

抜本的解決策が困難である場合、次善の策として6年償還による借換を短期化又は停止し、約246億円の損失補償額と年間9億円の利子負担額を軽減する。

イ 専修学校高等課程授業料軽減

専修学校高等課程授業料軽減においては、4年償還による専修学校高等課程授業料軽減貸付事業に係る銀行借入金残高（平成21年度末見込み19.9億円）は、逐次減少し、平成25年度末で全て償還されることとなる。（図2参照）

（図2）専修学校高等課程授業料軽減（償還補助金）額の見込み



ウ 施設設備整備

施設設備整備費貸付事業についても、今後の私学振興事業財団の資金収支及び県の財政状況を勘案して、県直接補助へ向け検討を進める。

エ 入学納付金及び奨学資金の貸付など

下記の事業については、国の就学支援金の導入や給付型奨学金制度の動向等を踏まえつつ、検討を進める。

事業名	見直しの考え方	参 考
私立学校入学納付金貸付事業	・国の類似制度の動向を踏まえつつ、事業実施主体や制度のあり方を検討する。 (目標年次：平成23年度)	貸付実績 19年度 343人 33,445千円 20年度 410人 39,745千円 平成21年3月末貸付残高 2,984人 211,410千円
私立学校奨学資金貸付事業	・国の類似制度の動向を踏まえつつ、事業実施主体や制度のあり方を検討する。 (目標年次：平成23年度)	貸付実績(21年度は見込) 19年度 137人 18,084千円 20年度 111人 14,652千円 21年度 145人 19,272千円 平成21年3月末貸付残高 3,731人 693,375千円
私立学校施設整備資金の融資あっせん関係事業	・事業廃止を含め、制度のあり方を検討する。 (目標年次：平成23年度)	平成15年度以降実績なし

(3) 速やかに実行すべき改革に向けた取組

私学振興事業財団の主要事業である授業料軽減貸付事業が県直接補助事業に変更されることにより、財団が行う貸付事業の事務量は減少する。しかし、国の就学支援金の支給を含む授業料軽減補助事業については、対象校や補助対象者が増えることから、新たに膨大な事務量が生じる。学校を通じて生徒から提出される申請書類の受理及び審査業務については、財団のこれまでのノウハウを活用することが効率的であるため、当面の間、県から私学振興事業財団に委託することとする。

私学振興事業財団の管理運営費については、例えば、県派遣職員を再任用職員に替えることで人件費の削減を図ることなどにより削減に取り組んでいくこととする。

奨学資金貸付事業に係る未収金額に対しての貸倒引当金の計上については、適切な債権管理に努めつつ、今後、必要な額を積み立てていくことを検討する。

参考(改革案の記載)

役員の非常勤化による人件費削減など、管理運営費の削減を検討する。

奨学資金貸付事業に係る未収金額に対して、貸倒引当金の計上額が不足しているため、回収不能に備えて十分な額を計上する。

(4) 新公益法人制度への対応について

私学振興事業財団は現時点では特例民法法人であり、平成25年11月の移行期間の終了までに移行申請を行わないと、移行期間の満了日に解散したものとみなされることになる。特例民法法人は存続する場合には、公益財団法人若しくは一般財団法人のいずれかの形態を選択しなければならない。

公益財団法人の長所としては、厳しい公益認定基準を満たしていることから、社会的信用度が高く、法人税や所得税の優遇措置が得られることが挙げられる。一方、一般財団法人の長所としては、行政庁の関与が少なく、比較的自由な法人運営が可能になる面が挙げられる。

他方で、一般財団法人が、貸付事業を実施する場合には「貸金業法」が適用され、3年以上の貸金業の実務経験を有する常勤役員や貸金業務取扱主任者などの有資格者が必置となり、コスト増につながる。

私学振興事業財団としても平成25年11月が最終期限となる新公益法人制度の移行に合わせて、そのあり方を検討しなければならない。

その際には、財団業務の公益性、現行の貸付事業や債権債務の扱いなどを検討し、県との役割分担を整理しつつ、財団の存廃を含め、その体制や事業内容を決定する必要がある。

認定(認可)タイムスケジュール

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
あり方の検討	認定(認可)申請 を検討 事前協議	申請書作成 申請	認定(認可) 12月1日新体制 移行	

4 取組の進行管理

この改革プランを私学振興事業財団に提示し、私学振興事業財団は、平成22年度中を目途に財団独自の改革計画を策定し、改革を推進するものとする。

当改革プランの進行については、取組が適正に実施されるよう県が私学振興事業財団の指導を行い、またその進捗状況について委員会に定期的に報告し、県民への情報提供を行う。